

木津川市市有バス運行管理業務委託に係る仕様書

1. 基本的条件

市有バスを安全かつ適正に運行及び管理するため、「木津川市市有バス運行管理業務委託条件」(別紙1)に掲げる事項を全て満たすこと。

市が指定する条件を満たしていることが確認できる公的証明書等の書類を提出すること。
(「木津川市市有バス運行管理委託事業に係る提出書類一覧」(別紙2)参照)

2. 運行車両に関すること。

市有バスを使用(マイクロバス 2台 中型バス 1台)すること。

○マイクロバス(京都 200 さ 874)(29人乗り) 長さ 699cm 幅 208cm 高さ 282cm
年式: H17 車名: 日野 型式: PB-RX6JFAA

(京都 200 さ 863)(25人乗り) 長さ 627cm 幅 206cm 高さ 263cm
年式: H17 車名: 日産 型式: PA-AVW41

○中型バス (京都 200 は 617)(41人乗り) 長さ 899cm 幅 234cm 高さ 303.5cm
年式: H30 車名: 日野 型式: 2DG-RR2AJDA

車両の保管ができるスペースを確保し、車庫等に適正に保管すること。

3. 運行管理に関すること。

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

市有バスに故障等の緊急事態が発生した場合は、代替バスで対応すること。

4. 整備管理に関すること。

車両は、道路運送車両法等法令に基づき、常に適正に整備すること。

市有バスの車検等整備点検・修繕については、受注者で対応すること。

車検等整備点検・修繕等に係る経費については、本市負担とする。

5. 運転業務に関すること。

乗務員は、市有のバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

代替乗務員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。

車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。

事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決すること。

車両管理駐車場から運行出発地点まで片道1時間以内で到着できること。

6. 契約期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日

7. 本市負担経費 有料道路通行料・駐車場代・宿泊時の乗務員宿泊代・車検代・修理代 重量税・自賠責保険・任意保険については、本市で負担する。

○有料道路通行料・駐車場代等を伴う運行に当たっては、本市で負担する。

○運行時間は、車庫を出発し車庫へ入庫した時間とする。

運行経費は、1日当たり4時間未満の運行は、0:25時間以上4:55時間未満、
8時間未満の運行は、4:55時間以上8:55時間未満とする。
8:55時間以上については、1時間当たりの追加料金を支払うこととする。
運行指示後未運行に終わった場合、車庫から出庫していない場合は無料、出庫した場合は
有料とし、上記時間を適用する。

8. 運行見込み（1ヶ月当たり）

| | |
|-------------------------|---------|
| 4時間未満（0:25時間以上4:55時間未満） | 15回 |
| 8時間未満（4:55時間以上8:55時間未満） | 19回 |
| 8時間以上（8:55時間以上） | 14時間 |
| 走行距離数 | 3,079Km |

※ 使用回数及び距離数は変更を伴うものとするが、その際の単価の変更は行わないものとする。

木津川市市有バス運行管理業務委託条件

| 条 件 | 内 容 |
|---------------|--|
| 運転者資格について | 大型2種免許取得者で、過去3年間道路交通法上違反のない者であること |
| | 上記運転者を5人以上確保していること |
| 運行管理について | 道路運送法上必要な運行管理者を当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること |
| | 対面点呼を実施していること |
| | 勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること |
| 運行に付随する施設について | 大型旅客自動車に対応可能な施設を確保すること（整備点検場・車庫等） |
| 車両整備について | 自社又は系列会社に大型旅客自動車の整備に対応できる整備会社があること |
| | 道路運送法上必要な整備管理者を当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること |
| 社員教育管理について | 運転技能向上の為の制度マニュアル等が確立され実施されていること |
| | 指導員による現地巡回指導を実施していること |
| | 接客サービス向上の為の制度マニュアル等が確立され実施していること |
| | 労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること |
| 事故対応について | 事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず) |
| | 事故防止の為の教育制度や運動等を実施していること |
| | 有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること |
| 資格について | 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること |
| 実績について | 過去5年間のうち、バス運行業務委託実績があること(1契約の委託期間が半年以上の実績) |

木津川市市有バス運行管理委託事業に係る提出書類一覧

| 項 目 | 条 件 | 理 由 | 添付書類 |
|-----------|---|--|---|
| 運転者資格 | 大型 2 種免許取得者で、過去 3 年間道路交通法上違反のない者 | 旅客運送は安全第一であり、良質な運転者を選任する必要がある | 公的証明書等書類添付(運転免許証及び運転記録証明書の写し) |
| | 上記運転者を 5 人以上確保していること | 予備人員を勘案すると、当該運行には、5 人は必要 | |
| 運行管理 | 道路運送法上必要な運行管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること | 運行時間中、常時、道路状況の把握、気象や事故発生時色々な情報を運転者に指示し伝えるため | 公的証明書等書類添付(運行管理者選任届出書、運行管理者資格者証の写し) |
| | 対面点呼の実施 | 酒気帯び防止、健康管理等のチェックに必要 | 始業・終業点呼時、アルコール検知器を用いて対面による点検の実施がわかる写真等 |
| | 勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること | 乗務員の勤務状況チェック及び運行状況を把握し安全運行指導等に対応するため | 各種書類の写し |
| 運行に付随する施設 | 大型旅客自動車に対応可能な施設を確保すること | 自動車洗車機もあれば、突然の車両清掃にも対応可能 整備点検も、素早く対応できるため | 施設の状況を概観できる写真 |
| | 給油所 整備点検場 車庫等 | | |
| 車両整備 | 自社又は系列会社に大型旅客自動車の整備に対応できる整備会社があること | 大型車の整備点検、修理等が素早く対応できる(運輸局指定の車検可能な事) | 公的証明書・写真等書類添付(整備会社の認証書、指定書等の写し) |
| | 道路運送法上必要な整備管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐している事 | | 公的証明書等書類添付(整備管理者選任届、自動車整備技能検定合格証書等の写し、整備点検表の写し) |

| 項目 | 条件 | 理由 | 添付書類 |
|--------------|--|--|--|
| 社員教育管理に関する事項 | 運転技能向上の為の制度マニュアル等が確立され実施されていること | 旅客輸送には、高度な運転技能が必要であり、そのための教育・指導体制を確保する必要があり、指導員などスタッフの常駐も必要 安全運行及び接客向上のために必要なため | 運転技術向上に関するマニュアル等の写し |
| | 指導員による現地巡回指導を実施していること | | 巡回指導実施要領、結果表等の写し |
| | 接客サービス向上の為の制度マニュアル等が確立され実施していること | | 接客サービス向上に関するマニュアル等の写し |
| | 労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていないこと | | 健康管理室等を設置し、健康状態等に問題がある人は常務させない等個別指導するためにも必要 |
| 事故対応 | 事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず) | 所有者責任にも配慮し、責任のある解決をする必要がある為(初期から示談まで) | 事故防止マニュアル等 |
| | 事故防止の為の教育制度や運動等を実施している | 安全運行の為 | 事故防止に関する社員研修実施計画等 |
| | 有責事故者に対して研修や処分等制度が確立している | 安全運行の為 | 有責事故者に対する研修計画、処分基準等 |
| 資格 | 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること | 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていることによる信頼性を重視し、安全な運行を確保するため | 公的証明書等書類添付(道路運送法上の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の免許状の写し) |
| 実績 | 過去5年間のバス運行業務委託状況(1契約の委託期間が半年以上の実績) | 一定期間以上の委託業務の実績による信頼性 | 契約書等の写し |